

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

聖籠町長 西 脇 道 夫

市町村名 (市町村コード)	聖籠町 (15307)
地域名 (地域内農業集落名)	聖籠町 (真野桃山山倉) (真野・桃山・山倉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月5日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・機械や資材費の高騰などによって、新規参入のハードルが上がっているため、サポートできるような体制づくりが課題であると同時に、近年の人材不足による雇用面の課題解決や後継者を含めた地区耕作者育成のため、法人・個人問わず人材育成体制の整備等が必要となる。

・畑や樹園地は、点在しているため集約が困難である上、受け手の内情にあった農地でなければ受け入れが難しい。

・耕作放棄地の解消や荒廃農地の再生利用が必要である。

・担い手への農地の集積・集約やスマート農業の導入拡大のため、ほ場整備を早急に行う必要がある。

・農業者の高齢化が進んでおり、農業機械の故障等を契機にリタイアする人が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻中心の作付から、大豆や麦等の転作作物や園芸作物への転換を図ることで所得の向上を目指す。

・農作業の効率化を図るためにドローンやAI等を用いたスマート農業の活用を検討・推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	86.75 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	86.75 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びそれに隣接する担い手が耕作する農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・地区内の担い手や新規就農者や就農希望者を中心に農地の集積・集約を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・将来の経営農地の集積、集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・法人における雇用就農の枠組みを整えることで、農業参入のハードルを下げ、地域内外を問わず、地域農業を支える農業者の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化を図るため、委託の可能な農作業については、サービス事業者への委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				